

20世紀初頭ルーマニアにおける教師の労働と生活

The Romanian Teachers' Labor and Life at the Beginning of 20th Century

高 草 木 邦 人

20世紀初頭のルーマニアの初等学校教師は学校教育だけでなく、赴任した農村の住民全体に対する啓発も担っていた。そのため、教師の労働は教育活動だけでなく、農民に対する経済支援、各種組合運動の組織・指導、医療・衛生活動、村の唯一の知識人としての知的活動など多岐にわたった。これらの労働は、その性質と教育制度の点から、「学校教育の領域」、「学校経営の領域」、「学校外活動の領域」、「農村知識人の領域」に区分することができる。そして、この4つの労働領域を通して、教師は農村における指導的立場を獲得していった。しかし、「農村知識人の領域」の労働に対して、教師は十分な待遇・報酬を得ていなかった。この状況は教師の自尊心を大きく傷つけた。というのも、教師は国民国家形成における自らの社会的任務の重要性を認識し、「農民の手本」としてみあう社会的・経済的待遇を得るべきだと考えていたからであった。

I. はじめに

1. 20世紀初頭ルーマニアの初等学校教師

本稿の目的は、20世紀初頭のルーマニアにおける初等学校教師の労働と生活を分析することで、農村社会から近代ルーマニア¹⁾を検討することである。農村の初等学校教師（以下、「教師」と略記）²⁾は、当該時期の農村社会において重要な役割を担っていた。というのも、教師の活動が学校で子供を教育することに留まらなかったからである。教師たちは小学校という枠組みを飛び越えて、農村住民全体を啓発する運動を展開していた。この運動は学校外活動（*activitatea extrașcolară*）と呼ばれていたが、その内容は識字能力のない大人たちにむけた成人学校、農作業の技術的な指導や生活全般に関連する相談、また貧困な住民に対する経済支援、相互扶助・協同組合の組織など、多岐にわたっていた³⁾。

教師のこの運動は、当時の二大政党の一翼であった自由党のハレット（Spiru C.Haret）の目に留まる

¹⁾ 1859年にワラキア公国とモルドヴァ公国との合同により建国したルーマニアは、1866年に憲法を制定し、1878年にオスマン帝国から独立を果たし、1881年に王国となった。

²⁾ 20世紀初頭のルーマニアでは、農村に赴任した初等教育教師を *învățător*、都市に赴任した初等教育教師を *institutor* と呼び、その赴任先によって教師の名称と待遇が異なっていた。C.Hamangiu, *Codul general României*, vol.IV, Editura Librăriei Leon Alcalay, București, fa., pp.48-49. なお、本稿では農村との関係を論じるために、特に断りがない限り、「初等教育教師」、あるいは「教師」という用語を使用した場合、前者の *învățător* を指し示す。

³⁾ 学校外活動の詳細については、以下の文献を参照せよ。N.Adăniloie, *Istoria învățământului primar (1859-1918)*, Editura Cris Book Universal, București, 1998.

ことで、大きく変容していった。公教育大臣を歴任したハレットは、学校外活動を教師の自発的な運動から教育制度に組み込むことで、農民の経済的・文化的改善を目指した⁴⁾。たとえば、学校外活動の代表例として挙げられる民衆銀行 (bănci populare) は、農民に対する低利の資金提供と高利貸し排除を目的として、一部の教師たちが19世紀末に設立した相互信用組合であった。当初、民衆銀行は任意団体であったが、1903年にハレットは「農村民衆銀行と民衆銀行本局に関する法」⁵⁾を制定し、民衆銀行を法人格化し、さらに民衆銀行の中央局を設置して、資本強化をおこなった。これにより、農民は低利で利便性の高い民衆銀行を利用することがより容易になった。他にも、ハレットは土地賃借を目的とした農村協同組合、成人学校、文化サークル、図書館建設、集団的な娯楽と教育とを結合した夜の集いなど様々な学校外活動の法整備をおこなった。そして、ハレットがこれらの政策を農村社会において実行するために動員したのが教師であった。たとえば、上記の民衆銀行の事例であれば、その組織の立ち上げから運営までにおいて、教師が指導的立場を担った。それゆえ、教師は学校外活動を通じて農村社会における新たなリーダーとしてみなされていたのであった。

2. 研究史と問題設定

前節で述べた歴史的背景のために、20世紀初頭の教師に関する研究は学校外活動の分析に力点が置かれている。公教育省文書を利用したアダニロワイエは、各地域の事例により学校外活動の様々な形態を検討した⁶⁾。また、アイデルベルクは民衆銀行や農村協同組合が自由党の工業化政策の副産物に過ぎなかったと指摘し、学校外活動の経済的・政治的側面を明らかにした⁷⁾。さらに、学校外活動の理論的・政治的な中心的人物であったハレットに関しても、その学校外活動との関係からの研究がおこなわれている⁸⁾。しかし、これらの研究では学校外活動が研究対象として絞り込まれ、教師そのものを対象とする視点が抜け落ちているきらいがある。たとえば、教師の労働環境や生活様式、その思想信条や心性などは十分に研究されていない。もちろん、学校外活動は、教師に関する歴史研究だけでなく、ルーマニア近現代史全般において無視することのできない研究テーマである。しかし、学校外活動は教師の労働の一部に過ぎない。むしろ、より重要といえるのは、学校外活動という梃により、教師が近代ルーマニア社会にどのようにコミットしたのか、ということである。逆説的だが、学校外活動による教師の影響力

4) Spiru C.Haret, *Chestia țărănească*, Institutul de Arte Grafice Carol Göbl, 1905, pp.79-80.

5) *Monitorul oficial*, no.288, 29 martie 1903, pp.10172-10175.

6) N.Adăniloie, *Istoria învățământului primar (1859-1918)*, Editura Cris Book Universal, București, 1998 ; Idem, *Învățătorul-Luminători ai satelor (1848-1918)*, Editura fundației culturale D.Bolintineanu, București, 2002.

7) Philip Gabriel Eidelberg, "The Agrarian Policy of the Rumanian National Liberal Party, 1900-1916", *Rumanian studies*, vol.I, 1970, pp.69-96 ; Idem, *The Great Rumanian Peasant Revolt of 1907: Origins of a Modern Jacquerie*, Brill, 1974.

8) Traian Lungu, "Locul și rolul lui Spiru Haret în viața social-politică a României la sfârșitul secolului al XIX-lea și începutul secolului al XX-lea (125 de ani de la naștere)", *Revista de istorie*, tom.29, nr.6, 1976, pp.889-895 ; I.Scurtu, "Din activitatea social-politică a lui Spiru C.Haret", *Studii și aritucule de istorie*, an.XIII, 1969, pp.187-203. ; Idem, "Mișcarea țărănistă din România pînă la 1907", *Studii*, tom.25, nr.3, 1972, pp.529-550 ; Cristina Ștefan, *Spiru Haret și învățătorii*, Editura didactică și pedagogică, București, 2014.

が増せば増すほど、この指摘は看過できなといえる。

さらに、これまでの教師に関する研究には、研究対象の時期に関する問題点も指摘できる。たとえば、ディマの研究は教師ドブレスク＝アルジェシュ（C.Dobrescu-Argeș）を指導者とした農民の政治運動を検討しているが、対象時期は、学校外活動が制度化する以前の19世紀末である⁹⁾。学校外活動が教師の自発的な運動からはじまったことに鑑みれば、ドブレスク＝アルジェシュの運動はもちろん重要な研究テーマである。しかし、学校外活動はハレトの制度化によって全国的に定着した。それゆえ、農村社会における教師の社会的役割を検討する場合、19世紀末の教師の運動の叢生期ではなく、20世紀初頭の発展期の方が妥当といえる。また、農村に対する教師の影響力を分析したジョルジュスクの研究は1907年の農民反乱¹⁰⁾の原因と展開に重点が置かれている¹¹⁾。1907年の農民反乱もそれ自体が大きな研究テーマだが、農村における教師の役割を検討する場合は、反乱のような非日常だけでなく、日常における側面を明らかにする必要がある。しかし、1907年の農民反乱後における教師の日常を分析したものは、管見の限り、みあたらない¹²⁾。

つまり、近代ルーマニア史において特徴的な現象として教師の社会的役割を検討するためには、学校外活動がある程度普及した発展期に焦点をあてながら、学校外活動を含めた教師の労働がどのような日常性をもっていたかを分析することが重要なのである。かつて著者は拙稿において、教師の日常を分析するという視点で、20世紀初頭の教師の家計に関する研究をおこなった¹³⁾。それにより、教師という職の不安定さとそれに対する教師の不満を明らかにした。しかし、拙稿では、教師と農民との関係についての論考にまで進めることができなかった。そこで、本稿では、拙稿の研究成果をもとに、学校外活動を含めた農村における教師の労働とその日常生活を分析し、近代ルーマニアにおける農村社会の一端を明らかにすることを目的とする。

3. 史料について

前節で示した研究目的のために、本稿では、検討の主な材料として、『ルーマニア民主主義雑誌』

9) Romus Dima, *Organizarea politică a țărănimii*, Editura științifică și enciclopedică, București, 1985. なお、ディマはドブレスク＝アルジェシュの伝記も執筆している。Idem, *Constantin Dobrescu-Argeș. Întemeietorul țărănismului*, Fundația culturală Gheorghe Marin Speteanu, București, 2001.

10) 1907年2月にルーマニア北東部から発生し、3月には全国規模に広がった農民反乱であり、反乱による殺人やその鎮圧のために生じた犠牲者を含めると数千あるいは1万以上の死者を出したともいわれている。20世紀におけるヨーロッパ最後の農民反乱とも称される。反乱の内容については、以下の文献を参照せよ。A. Oțetea et al (ed.), *Marea răscoală a țăranilor din 1907*, Editura academiei republicii socialști românia, București, 1967; Ion Ilincioiu (ed.), *The Great Romanian Peasant Revolt of 1907*, Editura academiei Române, 1991; 拙稿「20世紀転換期ルーマニアにおける農民反乱（1907年）—反乱初期のボトシャニ県を中心に—」『桜文論叢』第96号、2018年、pp.125-147

11) Titu Georgescu și Ion Ilincioiu, *1907, intelectualii și răscoala*, Craiova, 1974.

12) ただし、以下のスクルトの論文が1907年後の教師の動向を取り上げているが、彼の研究は農民運動の1つの事例として教師を取り上げているに過ぎず、教師そのものに対する研究ではない。Ioan Scurtu, "Contribuții privind mișcarea țărănistă din România în perioada 1907-1914", *Studii*, tom.21, nr.3, pp.499-521, 1968.

13) 拙稿「『ルーマニア民主主義雑誌』のアンケート調査 - 「教師と司祭に関するアンケート」を中心に -」『研究紀要』第81号、2011年、pp.131-148.

(*Revista democrației române*) が1910年から1911年までにかけておこった「教師に関するアンケート」¹⁴⁾ (以下、「教師アンケート」と略記する)を使用する。教師アンケートの回答は、全国に約6,700名いたといわれる教師たちすべての回答ではなく、17名の回答に過ぎない。しかし、同雑誌編集長のディアマンディ(G.Diamandi)¹⁵⁾が教師アンケートの目的を公的な諸機関の調査を補完する事実や情報の収集としていたように、当該時期の教師の個別的な生活状況を検討するうえで、この教師アンケートほど有益なものはない。質問は、教育だけでなく、教師の労働、生活、趣味、農村の様子なども問う140項目が用意された¹⁶⁾。また、回答方法が単純な一問一答の形ではなく、自由回答に近い文章による説明であるため、そこから教師の自己認識や環境把握を分析することが可能である¹⁷⁾。そこで、本稿では、この教師アンケートを主に利用することで、当該時期の農村社会における教師の役割と自己認識を明らかにしていく。なお、教師アンケートの回答については、末尾の表1と表2にまとめた。

また、教師アンケートを補完するという意味において、以下の史料も利用していく。まず、当該時期に適用されていた憲法や法令などを知るために、『ルーマニア法典』(*Codul general al României*)、官報(*Monitorul oficial*)、下院議事録(*Desbaterile adunării deputaților*, 以下DADと略記)、そして公教育省が1908年に刊行した教育関連法の法令集¹⁸⁾を利用する。次に、統計資料としては、本稿の研究対象時期が1910年前後であることから、公教育省が出版した当該年度の教育統計¹⁹⁾を利用する。ただし、この年度の統計が教師の項目に関してあまり詳しくないために、必要に応じて、他の年度も利用していく。学校外活動の関連情報を得るために、ハレトの発言や通達・報告などを収めた史料集²⁰⁾も利用する。また、教師アンケートが掲載された『ルーマニア民主主義雑誌』だけでなく、『ルーマニア全国教師協会雑誌』(*Revista asociației generale a învățătorilor din România*)や『新時代』(*Vreamă nouă*)など教師関連団体の雑誌・新聞も適時利用していく。最後に、ルーマニア国立中央文書館の公教育省文書群(Arhivele Național ale României, fond Ministerul Cultelor și Instrucțiunii Publice, 以下、

14) なお、教師のアンケートの正式名称は「司祭と教師に関するアンケート」(Anchetele privitoare la preoți și învățători)であり、その対象は教師だけでなく、司祭も含まれていた。ただし、司祭の回答者が1名であること、また本稿が、司祭を考察の対象としていないことから、司祭の回答は割愛する。

15) G.Diamandi (1867-1917)は1893年に結党された社会民主労働者党の幹部であったが、他国の社会主義者との交流の中でルーマニアの社会主義運動に限界を感じ、1899年の第六回党大会において、社会民主労働者党の解党を發議した。1900年以降は、二大政党の一つである自由党に入党し、同党の左派党员として活動した。なお、上述の社会民主労働者党の解党とこれに対するディアマンディの見解に関しては、拙稿「19世紀末ルーマニアにおける左派知識人—ルーマニア社会民主労働者党解党の再解釈—」『史叢』80号、2009年、pp.21-44を参照せよ。

16) 教師アンケートの質問事項に関しては、以下の拙稿の中ですべて訳出した。拙稿『ルーマニア民主主義雑誌』のアンケート調査』、pp.140-145。なお、当該拙稿も教師アンケートを史料として利用した。

17) この研究手法は、個人の語りを重視したエゴ・ドキュメントと共通する点がある。なお、エゴ・ドキュメントについては、以下の文献を参照せよ。横原茂(編著)『個人の語りがひらく歴史—ナラティブ/エゴ・ドキュメント/シティズンシップ—』ミネルヴァ書房、2014年；長谷川貴彦「エゴ・ドキュメントと歴史学—オーラル・ヒストリーとの対話に向けて」『コスモポリス』12、2018年、pp.57-65。

18) *Colecțiune de Legi, Regulamente, Programe și Orarii privitoare la învățământul primar aflate în vigoare la 15 octombrie 1908*, Imprimeria statului, București, 1908。(以下、*Colecțiune de Legi*と略記)

19) Ministerul Instrucțiunii și Cultelor, *Statistica învățământului public și particular pe anii școlari 1909-1910, 1910-1911*, București, 1915 (以下、MIC, *Statistica*, 1909-1911と略記)

20) *Operele lui Spiru C.Haret*, vol.I-II, Editura Cartea românească, București, fa.

ANR, fond.MCIP と略記）に収められている各県の教師の給与に関する報告書を利用する。

II. 農村における教師の労働

1. 教育環境と労働時間

教師アンケートを材料にして教師の労働を分析する前に、20 世紀初頭ルーマニアにおける教師とそれを取り巻く環境について概観しておこう。1908 年に適用されていた教育法規によると、学齢期人口が 40 名以上の村には、小学校 1 校の設置が定められていた²¹⁾。また、子供が 80 名未満の学校に対して、教員 1 名を配置することが定められていた²²⁾。ただし、これらは法律の規定に過ぎず、当時の状況を反映したものではないため、他のデータを突き合わせながら、教師がおかれていた状況を検討してみよう。1910 年度に関する公教育省の教育に関する報告によると、教師の数は 6,723 名、学校施設の数 4,728 校、就学していた子供の数は 522,235 人であった²³⁾。これらの数値を単純に計算すると、小学校 1 校あたり 1.4 人の教師が配置され、1 人の教師にあたり 77 人程度の児童が割り振られていたことになる。また、当該時期の村の数（2904 村）に対して、上記の学校施設数を踏まえると²⁴⁾、各村には小学校が 1 つか 2 つ程度しかなかったと想定できる。これらの数値を補強する意味で教師アンケートの回答をみると、教育法規が定めていた規定よりもやや超える教育環境を読み解くことができる。教師アンケートの 17 名中 12 名の回答者には赴任先の学校に同僚がいなく、17 名中 8 名の担当児童数は 100 名を超えていた。以上のことを踏まえると、村に 1 つだけある学校に 80 名から 100 名程度の子供が通い、1 人の教師が担当していた。これが当該時期のルーマニアの一般的な状況であったといえる²⁵⁾。

次に、教師の労働時間をみてみよう。教育法規では、学校教育と補助教育²⁶⁾に対して、教師の労働時間としては、1 週間に 32 時間が規定されていた²⁷⁾。また、1 人の教師が割り当てられている小学校の時間割のモデルとして、日曜日²⁸⁾以外の各曜日の 9 時から 16 時までの 5 時間（12 時から 14 時まででは休憩）

21) なお、学齢期人口が 260 名上の村には 2 校の設置が定められていた。 *Colecțiune de Legi*, pp.7-8.

22) なお、子供が 80 名以上から 140 名未満で 2 名の教師、140 名以上 200 名未満で 3 名の教師、200 名以上 260 名未満で 4 名の教員の配置が定められていた。 *Colecțiune de Legi*, p.8.

23) MIC, *Statistica*, 1909-1911, pp.II-VI.

24) *Desbaterile senatului*, sesiunea ordinară-prelungită 1903-1904, ședința de la 26 februarie 1904, pp.633-738.

25) 1910 年度の統計では、教師数と学校数の相関関係に関する詳細な情報は記載されていない。なお、1901 年度の統計（教員数が 4,649 人、学校数が 3,666 校）では、学校数の 79.7%（2,922 校）が 1 人担当の学校、15.3%（560 校）が 2 人担当の学校、3.6%（131 校）が 3 人担当、1.4%（51 校）が 4 人担当の学校であり、5 人担当の学校は 2 校のみであった。 Ministerul Cultelor și Instrucțiunii publice, *Statistica învățământului primar rural și urban, 1901-1902*, Imprimeria statului, București, 1904, p.4.（以下、MCIP, *statistica*, 1901-1902 と略記）

26) 補助教育とは、小学校を卒業した 14 歳以下の子供を対象とした、1 週間に 2 時間程度の追加教育であった。 *Colecțiune de Legi*, pp.28-29. なお、補助教育も学校外活動としてみなされる場合があるが、本稿では、学校教育の一部として扱う。

27) *Colecțiune de Legi*, p.12.

28) ただし、日曜日に、教師は学校の子供たちを教会に連れて行く義務が教育法規によって定められていた。 *Colecțiune de Legi*, p.8.

が提示されていた²⁹⁾。一方、教師アンケートでは、17名のうち9名の回答者が学校での労働時間を5時間と回答し、2名の者が5時間半、3名の者が5～6時間と回答している。7時間と答えている教師ポペスクにおいても、彼の通勤(約3時間)がこの中に含まれていることを考慮すれば、ほとんどの教師が5時間前後の時間を学校で費やしたとみなすことができる。これらの点から、学校における教師の労働時間は、法令が定めている週32時間程度であったことがうかがえる。

ただし、週32時間あるいは毎日の5時間前後の労働時間は、教師が学校内で子供を教育する時間に過ぎない。教師の労働には学校における労働のほかに、前章で述べたように、ハレットによって制度化された学校外活動における労働もあった。学校外活動には、教育大会や文化サークルなどように教育法規によって参加義務が課されたもの³⁰⁾がある一方で、成人学校や民衆銀行などその実行を奨励されたものもあった。後者については、地域や教師の状況により異なるが、教師アンケートでは、学校外活動として、11名の者が民衆銀行、6名の者が成人学校、6名の者が学校菜園、5名の者が農村協同組合などを挙げている。労働時間については、学校外活動を積極的に展開する教師ギネスク(N.I.Ghinescu)のように1日に7～8時間も費やした者もみられるが、平均して2時間～3時間程度をあてていた。以上の点から、教師は学校において5時間程度働き、学校外活動として2時間～3時間程度を働いたということが読み取ることができる。しかし、教師の労働には、法令が定める労働時間だけでは測れない労働があった。というのも、教師の業務は教育に留まらず、中等教育以上を修めたほとんど唯一の「農村の知識人」として村の様々な問題にも対処することが求められたからである。次節以降では、この労働について検討していこう。

2. 学校施設の管理・運営

教師の労働を考える際に考慮に入れなければならないことは、学校施設の管理・運営についてである。教育法規において、学校施設と必要物品の維持管理は教師の責務とされたからである³¹⁾。一方、学校関連の必要経費は地方自治体の予算から支出が定められていたが³²⁾、その額と執行が現場の責任者である教師たちを満足させるものではなかった。教師アンケートから読み取れることは、教師の人員不足、机や椅子のなど家具の不足、暖房の燃料不足、農業教育用³³⁾の土地不足など、無い物尽くしの教育環境であった。教師ヨネスク(Mihail Ionescu)が述べるように、学校施設が村内の学齢期の全人口を収容で

29) ただし、低学年の子供しか担当しない場合には、木曜日には3時間が割り当てられた。 *Colecțiune de Legi*, pp.148-149.

30) 教育大会は、各県の県都において、毎年復活祭後の木曜日から7日間～10日間で開催された。教師はこれに必ず参加しなければならなかった。また、文化サークルとは、近隣の小学校(最大9校)の教師によって構成されたグループが、教育の改善や知識・情報の交換を目的として、9月から5月までの毎月に、日曜日に1回ほど集会をおこなうものであった。なお、この集会には、教師のたちの相互教育を目的とした部会だけでなく、農民の知的・モラル的な向上を目的として、農民たち向けの部会も設定された。 *Colecțiune de Legi*, pp.42-43.

31) *Colecțiune de Legi*, p.27.

32) *Ibid*, p.14.

33) 当時のルーマニアの農村における初等教育には、農業教育が積極的に導入されていたために、学校には学校菜園が必要とされていた。 *Colecțiune de Legi*, pp.26-27.

きない場合もあった³⁴⁾。このような必要経費の不足分に対して、教師は学校祭などを開催することで寄付金を集め、資金を調達しなければならなかった。たとえば、教師ハルナジャ（Const.Harnagea）の学校には、「4人座りの長椅子が5脚、そして村から2脚を借り、黒板だけで」、それ以上は何もなく、机がないために子供たちは窓の上でノートを書かなければならなかった。村の教育予算が十分に執行されない状況において、教師ハルナジャは行政に対して抗議したが、埒があかなかつたため、彼は学校祭を開催した。そこで集めた150レイ³⁵⁾で、14キログラムの鐘、2つの個室の便所を購入した。さらに、教師ハルナジャは行政に何度も掛け合い、211レイの予算を獲得し、長椅子を5脚、教卓、大きなタンス、水桶、時計、椅子、2脚付きのテーブル、そしてアイコンなど購入した³⁶⁾。

また、教師が配慮しなければならなかったのは物品購入だけではなかった。教師アンケートには学校の清掃に関する質問がいくつかあるが、この質問に対して、回答者たちは、学校の清潔さを維持することに努めていた。具体的には、毎日の掃き掃除、月に2～3度の水洗掃除がおこなわれている。これらの清掃は教師ではなく、学校の予算から雇われる清掃員がおこなっているのだが、教師は清掃員の募集にも配慮しなければならなかったのである。というのも、教師イリエスク（Dimitrie M.Iliescu）が不平をもらしているように³⁷⁾、行政が提示する予算では清掃員の雇用が困難であったためである。そのため、教師ハルナジャのように、清掃員の確保のために賃金の不足分を個人的に調達した金銭で補った者もいたのであった³⁸⁾。

3. 学校外活動

前節でみたように、資金面も含めた学校運営は教師の手腕にかかっていたが、教師の労働は、学校という施設の枠組みにとどまらなかった。これまで何度も言及してきたように、当該時期のルーマニアの教師には、学校外活動という労働があった。学校外活動は、本章第1節の労働時間の箇所でも述べたように、義務的な活動と推奨された活動があった。さらに、後者に関しては、2つに大別することができる。1つ目は、農村住民の知的向上を目的とした成人学校や農村住民の経済的状況を援助する民衆銀行・土地賃借組合など、教育法規や関連法案によって制度化された活動である³⁹⁾（以下、制度型学校外活動とする）。2つ目は、理念的には学校外活動に含まれるが、個別的には制度化されず、各地域の状況の中で発生したり、あるいは当該教師の個性や着想によって展開された活動である（以下、理念型学校外活動とする）。もちろん、この2つの学校外活動は明確に区分できるものではない。また、教師自身がこの2つの活動形態を意識的に区分していたかは不明であり、むしろ同じものとして考えていたきらいも

³⁴⁾ Mihail Ionescu, Anchetele noastre, *Revista democrației române*, an.II, no.29, 26 septembrie 1910, p.1160.

³⁵⁾ 当該時期のルーマニアの通貨単位はレウ (leu) であったが、複数形はレイ (lei) と表記した。なお、後述するように、当時の教師の基本月給は、90レイであった。

³⁶⁾ Const.Harnagea, Anchetele noastre, *Revista democrației române*, an.I, no.24, 1 octombrie 1910, p.996.

³⁷⁾ Dimitrie M.Iliescu, Anchetele noastre, *Revista democrației române*, an.I, no.22, 27 iunie 1910, p.931.

³⁸⁾ Harnagea, op.cit., p.995.

³⁹⁾ *Colecțiune de Legi*, pp.29, 39.

ある。しかし、ここで重要なことは、教師が赴任先の農村において必要であると判断した場合には、たとえ制度化されていなくとも、自らの意志で運動を展開していったことである。それゆえに、教師アンケートでは、制度型学校外活動の枠組みの中で独自の創意工夫をおこなったり、また制度型学校外活動にあてはまらない理念型学校外活動を展開する事例がみうけられる。

たとえば、教師スタネスク (Ioan Stănescu) は、自らが運営する成人学校において国家斉唱や朗読会だけでなく、養蜂や畑仕事の実践的な相談や仕事を続けていくための相談などもおこなっていた。つまり、彼は成人学校において読み書き能力だけでなく、農民たちが日々の生活で直面した諸問題に対して指導と助言を与えていたのである⁴⁰⁾。一方、教師ドウミトレスク (St.T.Dumitrescu) は、農村住民に喧嘩や法的に認められていない交際などを禁じ、他方で法への服従、権威への敬意、税金の支払などを奨励することを模索していたが、その試みとして演劇を利用した。彼は、飲酒癖・不正な誓約・貧困などに対して否定的な演劇を地域住民たちと共に演じ、これを共に観賞することで、「悪習」を是正し、「近代的な」生活を農民に促そうとした⁴¹⁾。また、教師ギネスクは自らが赴任している村において、民衆銀行運動、村の美化活動、家畜保護活動、郷土愛促進運動など多岐にわたった活動を展開した。少々長くなるが、教師ギネスクの言葉を引用してみよう。

「21年前から、児童たちと一緒に、手細工の物として、麦わらやトクサの帽子、ヤナギのかご、イ草のかご、イ草とガラスで覆われたかご、ラフィエ、網などを作ってきた。私は生徒たちとともに学校菜園を耕し、種を一つずつ順番に手本になるように、様々な野菜や少量のトウモロコシを植えている。庭には、児童の前で接ぎ木をしてみせている林檎や梨の樹木がある。私たちは教会の庭にあった樹木を学校の庭と1キロ以上に及ぶジュグル＝マタウの幹線道の両脇に植えた。そして、私たちの村を横切る全ての幹線道路の空間に様々な種類の樹木を植えたいと思っている。私は10年から教会の後見人であった。私は学校の児童とともに、1888年に家畜保護協会を設立し、このために、私はブカレストの家畜保護協会によって金メダルを授与され、パリの家畜保護協会によって銀メダルを授与された。一方で、ブカレストの家畜保護協会が設立されたとき、私はその支部となった。私は1906年からジュグル民衆銀行の会計である。聖大帝コンスタンティヌス＝エレナ組合⁴²⁾において、1909年11月8日から会長と会計になっている。(中略) 教会の庭、学校の庭、幹線道路に樹木を植えることで、私は村の住民たちに村を愛すること、そしてそれを美化することに慣れさせた。後見人の資格で私は内縁関係に反対する発言をしたが、これは、それ以後、減少した。家畜保護協会が設立されたことで、農村住民たちは家畜をより身近で世話を見るようになった。銀行の会計として、組合の会長・会計として、私は会員と同様に非会員に対しても、「団結の中に力がある」、「組合は豊かさの始まりである」、そして、誠実さが人間のもっと大きな財産であるということを理解させることをおこなっている。」⁴³⁾

40) Ioan Stănescu, Anchetele noastre, *Revista democrației române*, an.II, no.23-24, 1 septembrie 1911, p.687.

41) St.T.Dumitrescu, Anchetele noastre, *Revista democrației române*, an.I, no.27, 12 septembrie 1910, p.1089.

42) 詳細は不明だが、教師ギネスクが赴任している村に設立された土地賃借組合を指し示すと思われる。

43) N. I. Ghinescu, Anchetele noastre, *Revista democrației române*, an.I, no.37, 21 noiembrie 1910, pp.1462-1463.

このように、教師は学校教育と制度型学校外活動だけでなく、赴任した先の農村の状況を踏まえながら、その村に必要な理念型学校外活動を展開していったのである。そして、赴任先の村に必要と考えられた学校外活動を展開しながら、教師は村内における自らの指導力や影響力を拡大させていった。教師スタネスクは農民のニーズを踏まえて良き相談者となり、教師ドウミトレスクは近代的な生活の模範を提示することで農民の生活を律し、そして教師ギネスクは村の団結力を高めるために、指導力を発揮しながら様々な運動を率先しておこなった。他にも、教師ポペスク（Gheorghe G.Popescu）は村に牧草地開発組合やモラル改善協会を設立したり⁴⁴⁾、教師アルギル（G.V. Arghi）とその妻は農民に手仕事と家事の知識を教えたり⁴⁵⁾、教師パスクレスク（Victoria M.Păsculescu）は農民に対して民族刺繍の模範を示したり、蚕の繭の獲得を支援したりした⁴⁶⁾。つまり、多種多様な学校外活動によって、教師は農民の境遇を改善することだけでなく、農村における指導的立場を獲得していったのである⁴⁷⁾。

4. 農村の知識人

前節で検討したように、学校外活動という実践の中で、教師は地域住民に対する指導的立場を確立していったが、それゆえに、教師という職の管轄を越えて、赴任先の村の問題に関与することもあった。たとえば、教師は村の衛生・医療問題にも積極的に携わった。村の衛生問題は法的には衛生官の管轄であり、また医療についても当該地域所属の医者が定期往診することになっていた⁴⁸⁾。しかし、教師アンケートの回答者たちは衛生官や医者職務遂行に対して不満を漏らしている。たとえば、教師ポペスクは医者や衛生官に対して、以下のような不満を述べている。

「百日咳、猩紅熱などが毎年荒れ狂う病気である。多くの子供たちはそれによって死んでいる。私は医学的な援助を持っていないのだ。なぜなら、1年に2～3度以上医者が来るにもかかわらず、彼が渡り鳥であるからだ。衛生官が派遣されるが、この役人たちは、健康のことに非常に無理解な人々であるようなやり方で採用される。村に来たときに、食べることも考えない酒飲みも何人かいる。彼らは乞食のように、卵、雌鳥、豚の舌を奪ったり、裁判を起こすと脅して、やるべきことをやらずに、彼らは住民から家の中にある食料の良い部分を奪うのだ。これが農村における衛生業務で、伝染病がまだ終わらないことに私たちは驚いている。」⁴⁹⁾

このように、医者や衛生官が村の衛生・医療問題に十分な対応をしていない状況に対して、積極的に

44) Gheorghe G.Popescu, Anchetetele noastre, *Revista democrației române*, an.I, no.33, 24 octombrie 1910, p.1292.

45) G.V. Arghir, Anchetetele noastre, *Revista democrației române*, an.II, no.9, 27 martie 1911, pp.327.

46) Victoria M.Păsculescu, Anchetetele noastre, *Revista democrației române*, an.II, no.29-30, 1 noiembrie 1911, p.803.

47) なお、この指導的立場の獲得のために、農村における旧来の指導層から反発を招くこともあった。たとえば、教師ミロンの事例があげられる。彼は農民に市民的諸権利や義務を意識させるために積極的に活動したが、これに反感を抱いた村の行政や地主によって、「裁判をでっち上げ」られた。彼はこれに対抗するために、持ち家を売却し、「軍資金」を用意しなければならなかった。その後も、土地賃借協同組合を設立する時などにおいて、教師ミロンは村長や地主に干渉され、赴任先の村における設立を諦め、4km程度離れた隣村において組合を設立せざるを得なかった。Costin Miron, Anchetetele noastre, *Revista democrației române*, an.II, no.12, 24 aprilie 1911, pp.445-446, 448.

48) *Codul general al României*, vol. IV, 1858-1939, ediția III, 1941, pp.116-124 ; *Colecțiune de Legi*, p.25.

49) Popescu, op.cit., pp.1291-1292.

打開策を打ち出す教師も存在した。たとえば、教師テオドレスク (N.N.Teodorescu) は巡回する衛生官を積極的に農民の家へと連れて行き、さらに彼は小さいながらも薬局を設立し、農民の健康に配慮した。彼によると、このような「苦しんでいる者たちの助言者」であることによって、農村住民との密接な関係を保ち、彼らから信頼を獲得したという⁵⁰⁾。薬に関する支援については、他にも教師コチャ (P.Cocea) や教師パスクレスクもおこなっている⁵¹⁾。また、当該時期ルーマニアの農村において、その劣悪な食生活と多くの農村住民の主食がトウモロコシであったことにより、ペラグラが風土病となっていた。それゆえ、小麦から作られたパンを食べることを推奨した教師ミロン (Costin Miron) は住民のパン購入を容易にするために、行政が補助金を支出すべきだと積極的にその食生活の改善を訴えた⁵²⁾。

さらに、地域住民たちが教師に相談することは、自身の医療・衛生の問題だけでなく、その所有する家畜の場合もあった。教師ヨネスクによると、多くの住民たちが無知と医療的援助の欠如から死に行くだけでなく、その家畜も同じように死んでいくという。このような場合に住民たちが無知ゆえに「まじないの老婆」に頼ると彼は嘆いているが、住民によっては、家畜の出産などに関して、教師である彼のところに相談を持ちかけることもあった。もちろん、獣医ではない教師ヨネスクは「獣医か家畜監査官をすぐに呼ぶこと以外で、助言を与えることができなかった」が⁵³⁾、地域住民が彼に頼ったという事実は重要である。以上のように、教師は学校の医療・衛生問題だけでなく、地域全体の医療・衛生問題に配慮しなければならなかった。それは、年に数度しか訪問しない医者や衛生官と異なり、教師が村に農民と共に住み、かつ村の中で最も教養のある者だからこそ、関与したり、また頼られたりしたのであった。つまり、当該時期において、教師は農村の知識人として、知的センターを担っていたのである。

5. 教師の労働の4つの領域

前節まで論じたことをまとめるならば、教師の労働は、教育だけでなく、赴任先の学校経営、地域住民の生活改善の助言・支援、共同体意識の涵養、地域の医療・衛生問題など多岐にわたったということである。そして、これらの労働を図式化すれば、学校において子供を教育する「学校教育の領域」、赴任先の学校施設の管理・維持などの「学校経営の領域」、農村住民の啓発や生活支援などを目的とした「学校外活動の領域」と「農村知識人の領域」に分けることができる。

このうち、「学校外活動の領域」と「農村知識人の領域」は重なる部分もあるが、著者は、前者を学校外活動の義務的な活動と制度型学校外活動の範囲と定義し、一方、後者を理念型学校外活動の範囲と学校外運動を越える行動と定義する。両者をあえて分けるのは、第3節において分析の必要のために学校外活動を区分したように、制度化されていたか否かが重要であるからである。制度型学校外活動は、

50) N.N.Teodorescu, Anchetetele noastre, *Revista democrației române*, an.I, no.26, 1 septembrie 1910, p.1059.

51) P.Cocea, Anchetetele noastre, *Revista democrației române*, an.II, no.19-20, 1 iulie 1911, p.607; Păsculescu, op.cit., p.803.

52) Costin, op.cit., p.448.

53) Ionescu, op.cit., p.1165.

義務ではなく、推奨ではあったが、ハレットによって制度的に整備された活動であった⁵⁴⁾。たとえば、成人学校の場合は、教育法規においてその方法の枠組みが示されたり、また実行した教師に対しては月額10レイの補助金が支払われた⁵⁵⁾。また、民衆銀行については、教育法規によって民衆銀行の指導的立場への就任が許可されただけでなく⁵⁶⁾、1903年の立法化によって法的枠組みが保証されたり、またこの運動を展開するうえでのマニュアルなども出版されたりした⁵⁷⁾。このように、著者が「学校外活動の領域」と定義するものには、教師がこれらを実行するうえで参照すべき模範や依拠すべき規範が存在したのである。それゆえに、教師アンケートにおいて、多くの教師が民衆銀行や成人学校などに対して「2時間程度」というある程度決まった労働時間を回答することができたのである。

これに対して、「農村知識人の領域」と定義づけられる労働は、理念的には学校外活動に含まれるものでありながらも、制度として十分に整備されていない理念型学校外活動、そして教師の職務としては範囲外の活動である。たとえば、教師ギネスクがおこなった村の美化運動や村の医療・衛生問題などがこれにあたるといえる。この領域における労働は「学校外活動の領域」のように法的枠組みや方法論が明確に形式化されていないため、どのような種類の労働が必要か、あるいはどれくらいの労働量や労働時間が必要かということは、教師の個性と着想に左右された。つまり、教師のボランティアの割合が高いものであった。そして、この「農村知識人の領域」における労働が農村における教師の役割を増大させたのである。なぜなら、中等教育以上を修めた教師は農村の唯一の知的センターとして農村住民に期待され、彼らの要求を肌で感じた教師は農村知識人としてそれに応えようとしていたからである。この教師と農民の相互関係から、教師アンケートの中でも主張され⁵⁸⁾、また当該時期においても一定の支持を獲得していた「農民の利益代表としての教師」⁵⁹⁾という主張が生まれていくのであった。しかし、このような農村社会における教師の役割の増大は、教師の経済的な上昇と政治的権利の拡大に必ずしも連動しなかった。そこで、次に、社会的役割に釣り合わない教師の生活状況を検討する。

54) 1904年に、国王に提出した報告書の中において、ハレットが学校外活動として挙げられているものは、禁酒運動、民衆銀行、文化サークル、夜の集い、成年学校、補足教育、学校菜園、父母と教師の会、和解調停であり、これらのほとんどが制度化された学校外活動であった。 *Operele lui Spiru C.Haret*, vol.2, București, fa., pp.299-313. なお、この報告書には学校外活動の説明には含まれていないが、ハレットは教師の活動として村の図書館と学校祭についても言及している。 *ibid.*, 314-320.

55) *Colecțiune de Legi*, p.29.

56) *Ibid.*, p.39.

57) G.Dumitrescu-Bumbești, *Căluza pentru înființarea și conducerea bancilor populare*, Editura Institutului de arte Grafice și Editura Mnerva, București, 1901.

58) Popescu, *op.cit.*, p.1292.

59) たとえば、急進的な教師たちが編纂していた雑誌『新時代』において、教師ヨン・ミハラケは、教師が国会の場で農民の利益を代弁する必要性を述べている。 I.Mihalache, "O ligă țărănească", *Vremea nouă*, an.IV, no.2-3, octombrie-noembrie, 1913, pp.55-56.

Ⅲ. 教師の生活と自尊心

1. 教師の雇用と給与

教師の生活をみる前に、当該時期における教師の採用と雇用形態、そして給与について概観しておこう。当該時期において、教師になるためには、初等教育を優秀な成績で修めた後、師範学校において6年間学び、その修了試験に合格しなければならなかった⁶⁰⁾。ただし、試験に合格すると、ただちに正規教員になれるわけではなかった。修了試験合格者は、試用期間として3年間、暫定教員として採用された。その後、正規教員採用試験を受けることが可能となり、これに合格すると、晴れて正規教員として採用された⁶¹⁾。また、この暫定教員と正規教員とは別に、助教員と代任教員という枠も存在した。助教員には、師範学校修了試験不合格者や他の中等教育学校（神学校やギムナジウムなど）の在籍者や修了者の中から視学官によって推薦された者が着任した。ただし、助教員が担当できる学校は、小村の学校でかつ40名未満であり、上級学年は対象外であった。そのため、助教員は基本的には代任として位置づけられたが、3年間の勤務後、教育法規が定める試験に合格すれば、暫定あるいは正規の肩書を得ることができた⁶²⁾。代任教員は、暫定教員・正規教員の休暇や病気などにより休職や欠員が発生した場合に、代任として一時的に採用される教師であった⁶³⁾。

このように、当該時期のルーマニアの教師には、正規教員、試用期間の暫定教員、小規模学校を担当する助教員、臨時の代任教員の4種類の雇用形態があったのである。これらの雇用形態の割合については、史料制約のために、詳細については不明である。しかし、いくつか参考になり得る数値があるため、それらと教師アンケートを突き合わせながら、当該時期の教師の雇用状況を確認しておこう。まず、1910年度の教育統計では、正規教員・暫定教員および正規・暫定の助教員と代任教員という2種類の区別のみ示され、前者の数が5,003人、後者の数が1,720人であった⁶⁴⁾。次に、時代は少し遡るが、1901年の教育統計では、正規教員と暫定教員が分けて記載されているが、助教員については詳細な記載がない。この統計によると、4,653名の教師のうち、2,903人が正規教員、840人が暫定教員、910人が代任教員であった⁶⁵⁾。最後に、公教育文書に収められた1910年の教師の給与報告書⁶⁶⁾に記載された給与額か

60) *Colecțiune de Legi*, pp.30-33.

61) 1908年に適用されていた教育法規には、臨時教員の任命について明確な記述はないが、条文の内容と順番から、暫定教員が師範学校卒業生の試用期間の存在であることを読み取ることができる。*Colecțiune de Legi*, pp.33-35.これを裏付けるものとしては、全国教師協会機関紙の以下の記事を参考にした。P.Cocea, "Îmbunătățirea soartei învățătorilor și pregătirea lor", *Tribuna învățătorilor*, an.V, no.112, 20 aprilie 1911, p.4.なお、拙稿の「『ルーマニア民主主義雑誌』のアンケート調査」では、古い教育法の条文を参考にしていたため、暫定教員（拙稿では臨時教員と表記）の任命と任期、助教員（拙稿では補助教員と表記）の昇給の点において誤った記述になっていた。この場で借りて訂正とお詫びを申し上げる。

62) ただし、後述するように、通常の暫定教員と正規教員の待遇とは異なった。*Colecțiune de Legi*, pp.24-25.

63) *Ibid*, pp.38-39.

64) MIC, *Statistica*, 1909-1911, p.VI.

65) MCIP, *statistica*, 1901-1902, p.3.

66) 1910年の給与報告の中で保存状態が比較的良かった3月における各県の報告書を利用した。ANR, fond MCIP,

代任教員であるため、これを差し引いた約3割の教師が90レイあるいは65レイを受け取っていたのである。

2. 教師の生活

さて、前節では、教師の雇用形態と給与額、そして教師人口におけるそれらの割合を概観したが、本節では、教師アンケートを使いながら、教師の生活について検討していこう⁷⁶⁾。まず収入だが、前節で概観した通り、助教員である教師イリエスクと教師セヴァストレは65レイの給与を受け取り、その他の15名の教師は90レイ⁷⁷⁾、あるいは勤続年数に応じた額を受け取っていたことがわかる。ただし、教師の家計を検討する際に、注意しなければならないのは、教師の総収入が、教師という職だけから得た収入ではなかったことである。

制度型学校外活動の中には、その活動によって収入を得ることのできたものがあった。たとえば、成人学校を開校した教師に対しては月額10レイの補助金が出され⁷⁸⁾、学校菜園から得た利益の75%は教師の取り分とされた⁷⁹⁾。また、民衆銀行や農村協同組合には多くの教師が会長や会計として参加していたために、その報酬も得ることができた。教師アンケートでは、学校外活動によって副収入を得ていると回答している者は5名に留まっている。しかし、学校外活動に対する質問において、11名の教師が民衆銀行に参加していること、また6名の教師が成人学校を開校していること、5名の教師が農村協同組合に参加していること、そして6名の教師が学校菜園を実施していることを回答している。仮定ではあるが、これらの制度型学校外活動にかかわっていた教師はそこから副収入を得ていたと想定できる。

さらに、教師の収入源として、配偶者の収入や所有する土地経営などからの収益も付け加えることができる。たとえば、教師スタネスクの妻は仕立て業に勤めることで月に40～50レイを稼ぎ⁸⁰⁾、教師スタン(Eftimie Stan)の妻は月給56レイで保育士として雇われ⁸¹⁾、教師パスクレスクの夫は農業で月に100レイを稼いでいた⁸²⁾。また、教師アンケートの回答者のうち12名の教師が土地を所有していたが、その中には教師ギネスクや教師コチャのように、年間で400～500レイを稼ぐ者もいた⁸³⁾。ただし、土地は教師にとって高い買い物であった。もちろん、教師ギネスクのように、長い勤続年数をもつ者は自身の収入から土地を購入することも可能であったが、多くの場合は、相続と持参金から獲得していた。教師の親、もしくは教師の配偶者の親が農民であることが多いために、相続あるいは持参金として、教師は土地を獲得することができたのである。逆に、土地を所有していない5名のうち3名の者が相続や

76) なお、当該時期の教師の家計については、拙稿「『ルーマニア民主主義雑誌』のアンケート調査」で詳細に検討しているため、本論では、その成果を前提に概略を示す。

77) 81レイと回答している者もいるが、これは月給の約10%を年金や積立などにより控除しているためであった。

78) *Colecțiune de Legi*, pp.29.

79) *Ibid.*, pp.26-27.

80) Stănescu, *op.cit.*, p.683.

81) Eftimie Stan, *Anchetele noastre, Revista democrației române*, an.II, no.25-26, 1 octombrie 1910, p.720.

82) Păsculescu, *op.cit.*, p.800.

83) Ghinescu, *op.cit.*, p.1460; Cocea, *op.cit.* pp.607-608.

持参金を獲得できなかった者たちであった。以上のように、教師たちは、教師という職から得られる収入だけでなく、学校外活動、配偶者、土地経営などからの収入を得て、生活していたのであった。

次に、上述した総収入を教師がどのように支出したかを検討しよう。教師の支出において、まず注目すべき点は、家族の構成により教師の生活状況が変化したことである。たとえば、寡夫の教師ドゥミトレスクの支出には、読書・絵画・音楽など趣味に費やされているほか、貯蓄もみうけられ、その生活にはいささか贅沢な感がある⁸⁴⁾。また、夫婦で2人暮らしの教師アルギルも支出項目に衣食住の他に、喜捨・娯楽・旅行・絵画・音楽・図書・貯蓄を挙げており、その生活にはある程度の余裕がみられる⁸⁵⁾。

これに対して、妻子もちの教師コチャや教師ヴァシリウ (I.Vasiliu) などには、生活の苦しさがみられる。教師コチャは妻と3人の子供を養うだけではなく、学校の清掃員に対する賃金やその食費、そして土地経営から生じる赤字などにより生活に余裕がなかった。そのため、彼は娯楽・旅行・浴場などには支出せず、書籍の購入に対する誘惑もおさえながら、無駄な出費を避けていた⁸⁶⁾。また、教師ヴァシリウには、妻と2人の子供がいたが、同時に500レイの借金もあった。そのため、彼は「ここに悲劇がある」と述べるだけで、教師アンケートの支出の質問に詳細には答えなかった⁸⁷⁾。さらに、教師ヴァシリウと未婚の教師セヴァストレ (Ioan Th.Sevastre) とを比較すると、後者は助教員のために年収は低い、前者よりも生活に余裕があるようで、その支出の項目として、光熱費、食費、衣類費といった生活に不可欠なものだけでなく、娯楽費、研修旅費、そして図書や絵画の購入も挙げている⁸⁸⁾。つまり、教師の基本月額給与である90レイという給与は、独身であれば、それなりの生活を保障してくれるが、扶養家族を養うためには、「低収入」であったのである。

教師の支出において特徴的な点の2つ目は、図書費にあてられた額と購入された雑誌や新聞の多様さである。教師アンケートでは、回答者のほとんどの者が、この費目について具体的な数値を挙げているだけでなく、総収入の割合から検討すると、ある程度の額をあてている。9名の教師が総収入の5%以上をあてており、その中には、教師アルギルの15% (150レイ)、教師パスクレスクの13% (300レイ)、教師スタンの10% (200レイ) などかなりの額を支出している者もいた。また、生活の苦しさを訴え、支出の詳細を明かさなかった教師ヴァシリウも図書費については、9% (132レイ) を支出していること回答し、図書費を抑制していると回答していた教師コチャも3% (50レイ)、つまり月額給与の半額以上をあてているのである。

図書費のうちで教師が定期購買していた雑誌・新聞についてもみてみよう。教師ハルナジャが最も少なく2誌のみだが、教師イリエスクの14誌・紙、教師ミロンの11誌・紙、教師アルギルと教師パスクレスクの10誌・紙など多数の雑誌・新聞を講読していた教師もうかがえる。購読数の平均値を単純に計算すると、7誌・紙となった。また、教師たちが講読していた雑誌・新聞も多様であった。教師アンケー

84) Dumitrescu, op.cit., p.1088.

85) Arghir, op.cit., p.326.

86) Cocea, op.cit., p.608.

87) I.Vasiliu, Anchetele noastre, *Revista democrației române*, an.I, no.20, 6 iunie 1910, an.I, no.20, p.859.

88) Ioan Th.Sevastre, Anchetele noastre, *Revista democrației române*, an.I, no.31, 10 octombrie 1910, an.I, no.31, p.1226.

トを掲載した『ルーマニア民主主義雑誌』はもちろんのこと、教育関連団体が出版している『全国教師協会雑誌』・『教育総合雑誌』(Revista generală a învățământului) や新聞『教師の演壇』(Tribuna învățătorilor), 『蜜蜂』(Albina)・『ルーマニア民族』(Neamul românesc)・『ルーマニア新雑誌』(Noua revistă română)・『農村の集会』(Șezatoarea sateanului)・『ルーマニア生活』(Viața românească) など当該時代の主要な総合雑誌, 農業雑誌『農業中央協会雑誌』(Jurnalul societății centrale agricole), 自由党機関紙『未来』(Viitorul) などのような政党系新聞, そして自らの赴任する県の地方紙なども購読している。なお, 定期的に読む雑誌・新聞を全て購入することが難しい場合には, 教師セヴァストレや教師レムナル(Dimitre I.Lemnar)のように, 他の教師から借りて読んでいる場合もみられた⁸⁹⁾。この点からは, 前章でも述べた農村における知的センターとして, 教育上の知識だけでなく, 一般常識や文学, また社会問題や政治の情報も積極的に吸収しようとする姿がみとれる。そして, 読書によって多種多様な情報を収集する行為も「農村知識人の領域」に含まれる労働とみなすことができるであろう。

3. 教師の不满と自尊心

さて, 前節では教師の収入や支出について概観したが, これを前章で明らかにした労働の4つの領域に当てはめながら検討してみよう。教師の職として得られる給与である90レイなどは「学校教育の領域」の労働に対する報酬である。もちろん, 「学校経営に関する領域」もこれに含めて良いかもしれないが, 前章で示した教師ハルナジャや教師イリエスクの事例のように, この領域の労働は赴任された学校によっては, 給与額に見合わない状況もあり得た。「学校外活動の領域」については, 主要な制度型学校外活動に対する報酬が制度化されていた。上述したように, 教師は成人学校の月額10レイの補助金, 民衆銀行や農村協同組合の役員報酬, また学校菜園の利益分与などを獲得することができた。一方, 「農村知識人の領域」については, 具体的な補助金などが制度化されておらず, 教師のボランティアズムに支えられていた。前章で指摘したように, 教師が赴任先の村で, その指導力・影響力を拡大することで, 「農村知識人の領域」も拡大していった。それにもかかわらず, この領域に対する報酬はないのである。端的に言えば, 農村社会において教師の役割が増えながらも, その待遇は十分でなかったのである。

そもそも, 当該時代において, 教師の待遇問題は教師の側から度々, 問題提起されていた。知的職業にもかかわらず, 教師という職業そのものに設定された90レイという月給額は汽車の火夫などのそれと同額で, 電信技士(月給100レイ)や機関士見習い(月給125レイ)といった専門技術を要する労働者よりも低かった⁹⁰⁾。つまり, 教師の給与額は, 他の職種と比較すると決して高いものでなかった。そのため, 教師の全国的な組合組織である全国教師協会(Asociația generală a învățătorilor din România)⁹¹⁾は, その創立大会において, ルーマニアの教師の給与が隣国ブルガリアの教師よりも低い

⁸⁹⁾ Sevastre, op.cit., p.1226 ; Dimitre I.Lemnar, Anchetetele noastre, *Revista democrației române*, an.II, no.14, 8 maiu 1911, p.511.

⁹⁰⁾ C.Hamangiu, *Codul general al României*, vol.VI, Editura Librăriei Leon Alcalay, București, fa., pp.165-166.

⁹¹⁾ 教師の組織化は各県で19世紀後半からみられ, 1905年12月に全国教師協会が教師の職業利益の保護と追求を掲げて結成された。

ものであると指摘して、給与額に対する不満を表明していた⁹²⁾。また、政府当局もその状況を視学官の報告⁹³⁾からある程度は把握しており、その改善策を模索していたが、財政難のために、手を拱いていた⁹⁴⁾。

ただし、この教師の給与問題は、単に給与額が少ないということだけが問題ではなかった。確かに、前節で検討したように、家族を養うためには、教師という職は決して安定した職業ではなかった。教師は十分な給与を受け取ることができず、儉約しながら生活しなければならなかった。しかし、教師アンケートの回答者の中には、その不足分を相続や妻の持参金などから得られた土地経営からの収益、あるいは副業や配偶者の収入から補填することにより、その生活を安定させる者もいた。つまり、教師の給与問題において、重要な論点は、実際に教師の生活が苦しいかどうかというよりも、教師という職それ自体から得られる収入だけでは、世帯を十分に形成することが困難であったことにある。

これは教師にとって無視できない問題であった。というのも、教育法規において教師が「社会における模範的なふるまいをおこなう義務がある」⁹⁵⁾と定められていただけでなく、教師は「農村の知識人」として、学校外活動を展開しながら、農村社会において重要な社会的役割を担い、それゆえに、教師自身も「教師は農村住民の目からみて物質的に優越性を持たなければならない」⁹⁶⁾という自尊心をもっていたからである。このような自尊心をもつがゆえに、社会的に課された使命と待遇の悪さとの矛盾は教師の不満を増幅したのである。たとえば、教師アルギルは「司祭たちには非常に良い給与が支払われ、その功績以上の名誉がある一方で、教師たちは、特にモルドヴァ⁹⁷⁾では、劣悪に支払われ、権威をもつ行政機関によって見下されている」と同じような社会的役割を担っていた司祭を妬んだ⁹⁸⁾。さらに、生活苦を嘆いた教師ヴァシリウの以下の発言からは、自らの社会的任務に対して自負をもちながらも、教師のおかれた現状に対して非常に鬱屈した精神がみとれるのである。

「教師たちは全体として、貧困で、労働の栄誉から他者を妬んでいる。多くの者がその労働の犠牲者であり、他の者たちは5～10年の労働の後、懐疑的になる。国家は大きな過ちを犯している。つまり、このような勤労な労働者たちを軽視し、援助も人間らしい生活も与えず、ほったらかしにしている。このような悲しいことがあるときに、教師は子供や住民たちにどんな感情を吹き込むかであろうか。給与を120レイ与え、10ヘクタールの土地を与えれば、より実りのある労働がなされるであろうし、轍中の鋤もなくなるであろう。（中略）私の国の中で私はよそ者なのか？農村住民の中にいる私は国と民

92) Mihai Timuş, *Luminarea săteanului și starea învățătorilor lui cuvântare rostită în Congresul dela Galați*, București, 1906, pp.35-36, 41.

93) "Starea materială a învățătorilor din județul Ilfov", *Revista democrația române*, no.37, 21 noiembrie 1910, pp.1455-1456.

94) *DAD*, no.68, ședința dela 20 martie 1909, p.1015.

95) *Colecțiune de Legi*, pp.12.

96) Iliescu, op.cit., p.934.

97) モルドヴァは当時のルーマニアの北東地域にあたり、南東部のワラキア地域よりも経済的に劣っていた。また、1907年の農民反乱もモルドヴァ地域の北部ボトシャニ県で発生している。Eidelberg, *The Great Rumanian Peasant Revolt of 1907*, pp.60-65.

98) Arghir, op.cit., p.330.

族の繁栄のために心と知性を捧げているが、国の中で私に何をさせたくないのか？大きな不幸だ！大きな過ちだ！」⁹⁹⁾

このような待遇への不満が述べられる一方で、教師アンケートでは、16名の教師がその待遇改善を述べている。待遇改善の要求において、注目すべき点は、教師が農民にとって「模倣すべき真の見本となるために」¹⁰⁰⁾と教師テオドレスクが述べていることである。確かに、待遇改善を要求する16名のうち10名の者が給与の増額を主張しているが、土地獲得に関する要求もみうけられるのである。待遇改善を要求している16名の回答者のうち、土地に関連する発言をしているのは、12名である。さらに、その中で具体的な要求をしている者が8名であり、内訳は、国家による土地分与を望む者が3名、国家による購入支援・賃借支援を望む者が3名、学校菜園の拡充を望む者が2名であった。彼らが土地を望むのは、教師セヴァストレの教師が「住民の模範として土地を経営すべきだ」¹⁰¹⁾というという意見、また教師ギネスクの「村の中で大きな影響力をもつことができる」¹⁰²⁾という意見などからうかがえるように、赴任先の村において農民を指導するためには、農民の労働においても農民の手本となる必要があるという心性がみられるからである。もちろん、この「農民の手本」という労働も「農村知識人の領域」の労働だが、この労働は土地経営により収益を見込める労働であり、ある意味において「報酬」が保障された労働であったのである。

また、待遇改善を求める主張は、巧妙に述べられている点も注目に値する。上述のように、教師は具体的な要求を直接的に述べる一方、給与額の自己申告において偽りの金額を述べることで、間接的に待遇改善を述べる者もいた。教師アンケートで回答した17名の教師が申告した給与額と、公教育省文書の給与報告書に記載された当該の17名の給与額¹⁰³⁾を比較すると、4名の者が一致しないことが確認することができる。一致しないのは、教師ヴァシリウ、教師ハルナジャ、教師ポペスク、教師スタンである。このうち、教師ハルナジャと教師スタンは自己申告の方が給与報告書よりも多くなっており、その理由は恐らく昇給したか、給与額に含まれない補助金を追加したためと思われる。一方、教師ヴァシリウと教師ポペスクの場合は、自己申告の額よりも給与報告書の額の方が多く記載されている。具体的には、両者は10年以上の勤続年数にもかかわらず、教師アンケートの回答において、基本給与額90レイ

99) Vasiliu, op.cit., p.862.

100) Teodorescu, op.cit., p.1062.

101) Sevastre, op.cit., p.1229.

102) Ghinescu, op.cit., p.1465.

103) なお、給与報告書における、各教師の給与額の記載の場所は以下の通りである。教師ヴァシリウは ANR, fond MCIP, dosar 118/1910, ff.17-18, 教師リエスクは ANR, fond MCIP, dosar 135/1910, ff.22-23, 教師ハルナジャは ANR, fond MCIP, dosar 143/1910, ff.30-31, 教師テオドレスクは ANR, fond MCIP, dosar 133/1910, ff.18-19, 教師ドゥミトレスクは ANR, fond MCIP, dosar 116/1910, ff.83-84, 教師ヨネスクは ANR, fond MCIP, dosar 139/1910, ff.30-31, 教師セヴァストレは ANR, fond MCIP, dosar 141/1910, ff.29-30, 教師ポペスクは ANR, fond MCIP, dosar 127/1910, ff.71-72, 教師ブラエスクは ANR, fond MCIP, dosar 141/1910, ff.29-30, 教師ギネスクは ANR, fond MCIP, dosar 132/1910, ff.24, 教師アルギルは ANR, fond MCIP, dosar 116/1909, ff.124-125, 教師ミロンは ANR, fond MCIP, dosar 141/1910, ff.30-31, 教師レムナルは ANR, fond MCIP, dosar 120/1910, ff.40-41, 教師コチャは ANR, fond MCIP, dosar 138/1910, ff.29-30, 教師スタネスクは ANR, fond MCIP, dosar 124/1910, ff.86-87, 教師スタンは ANR, fond MCIP, dosar 142/1910, ff.39-40, 教師パスクレスクは ANR, fond MCIP, dosar 124/1910, ff.83-84.

のみを述べ、昇給分の額に言及していないのである¹⁰⁴⁾。彼らがなぜ偽りの申告をしたのか、もちろん、その本心はわからない。しかし、上述のように、教師ヴァシリウが月額90レイの生活がいかに苦しいかと述べていたこと、そして月額90レイに対する不満をしきりに述べていることに鑑みれば、教師アンケートが掲載された『ルーマニア民主主義雑誌』、すなわち自由党左派幹部が主宰する雑誌に、教師の劣悪な待遇を強調して訴える戦術であったとも考えられる。

IV. むすびにかえて

教師の労働には、「学校教育の領域」、「学校経営の領域」、「学校外活動の領域」、「農村知識人の領域」という4つの領域があった。「学校教育の領域」については、労働時間がある程度決まっていることに対して、他の領域については、労働時間や内容は赴任先の村の状況に左右された。また、「学校教育の領域」と「学校外活動の領域」には、教師としての給与と学校外活動補助金が支給されたが、「学校経営の領域」や「農村知識人の領域」については、金銭的な報酬が必ずしも支給されることはなかった。ただし、「学校教育の領域」、「学校経営の領域」、「学校外活動の領域」は教育制度や法的枠組みの中にあり、教師にとっては一定の義務が発生していたのであった。これに対して、「農村知識人の領域」は地域や状況により変動するうえに、それに対する具体的な報酬や制度はなかったのである。

しかしながら、この「農村知識人の領域」は、学校外活動などにより赴任先の村における社会的役割とともに、拡大する可能性があった。これは近代ルーマニア社会がもっていた構造的特徴でもあった。1859年に建国したルーマニアは、西ヨーロッパの諸制度を模範としながら、近代化を進めていた。それは、政治制度だけでなく、経済・教育・衛生・生活様式を視野に入れたものであった。しかし、国民の大部分である農民の生活は一朝一夕に近代化されるものではなかった¹⁰⁵⁾。このような状況の中で、教師は農村における知的センターとしての役割を担わざるを得なかった。一部の例外を除けば、農村社会において、中等教育以上の教育をうけ、雑誌や新聞を定期購読し、雑誌に自らの主張を投稿し、政治や経済について議論したのは、教師たちだけであったからである。また、教師は、都市の知識人や中央政界の政治家たちと異なり、日々の生活において農村住民たちと直接的に接触する機会が多かったからでもある。その中で、教師たちは農民たちが必要とする知識や情報を提供したり、また自身が赴任する地域の諸問題を認識したうえで、農民たちの代弁者にもなりえたのであった。

このような社会的任務をもち、またそれを自覚していた教師たちは、自らの労働に自尊心をもっていた。この自尊心がゆえに、教師の労働は学校関連の仕事である「学校教育の領域」「学校経営の領域」だけでなく、またハレットが制度化した「学校外活動の領域」にも留まらなかった。彼らは、理念型学校外活動や自らの職務を越える労働に従事したり、雑誌・新聞から多種多様な情報を積極的に吸収するこ

¹⁰⁴⁾ Vasiliu, op.cit., p.859 ; Popescu, op.cit., p.1290.

¹⁰⁵⁾ 当該時期における農民の経済観念と資本主義経済との関係については、拙稿「20世紀転換期ルーマニアにおける農民反乱（1907年）」を参照せよ。

とで農村の知的センターとなったり、また土地経営により農民に手本を示そうとしたりしていたのである。しかし、教師という職が農村内において影響力をもつ職業にもかかわらず、その職の給与が不十分であった。これが教師の自尊心を傷つけたのであった。教師は給与の「低さ」に不満を覚え、この不満を解消するために、待遇改善の要求を訴えたのである。

これに対して、国家権力はルーマニアの近代化を進めるにあたり、この教師という社会集団を統制し、その不満を解消する必要があった。もちろん、ハレトら自由党はこれを試みるために、学校外活動を制度化したのだが、待遇問題を十分に処理することができなかった。そして、これはハレトや自由党だけの問題ではなく、二大政党のもう一方の保守党も考慮しなければならないものであった。そのために、1911年に成立した保守党政権は教師の待遇問題を取り上げ、月額給与を90レイから110レイに引き上げた¹⁰⁶⁾。しかし、教師の待遇問題はこれだけでは解決しなかった。教師の被選挙権という問題が新たに発生したのであった。これは農民の声を代弁することができるのは教師であるという教師の自尊心から発生した要求であるが、当該時期の教師は議員に立候補するためには、職を辞さなければならなかった。そのため、教師が政治にどのように関わるべきかという論点も含みながら、教師の被選挙権問題は、教師の給与問題にかわって、政治問題化し始めるのである。ただし、この問題については、紙幅の関係上、今後の研究課題としていきたい。

参考文献一覧

1. 史料

【未刊行史料】

1. Arhivele Național ale României, fond Ministerul Cultelor și Instrucțiunii Publice.

【雑誌・新聞】

1. *Revista democrației române.*
2. *Tribuna învățătorilor.*
3. *Vremea nouă.*

【議事録・官報】

1. *Desbaterile adunării deputaților.*
2. *Desbaterile senatului.*
3. *Monitorul oficial.*

【法令集】

1. *Colecțiune de Legi, Regulamente, Programe și Orarii privitoare la învățământul primar aflate în vigoare la 15 octombrie 1908.* Imprimeria statului, București, 1908.
2. C.Hamangiu, *Codul general al României*, vol. IV, 1858-1939, ediția III, 1941.
3. C.Hamangiu, *Codul general al României*, vol.VI, Editura Librăriei Leon Alcalay, București, fa.

【パンフレット・統計報告など】

1. G.Dumitrescu-Bumbesti, *Călăuza pentru înființarea și conducerea bancilor populare*, Editura Institutului de arte Grafice și Editura Mnerva, București, 1901.

¹⁰⁶⁾ *DAD*, no.17, ședința dela 26 martie 1911, p.279.

2. Spiru C.Haret, *Chestia țărănească*, Institutul de Arte Grafice Carol Göbl, București, 1905
3. Ministerul Instrucțiunii și Instrucțiunii publice, *Statistica învățământului primar rural și urban, 1901-1902, Inprimeria statului*, București, 1904.
4. Ministerul Instrucțiunii și Cultelor, *Statistica învățământului public și particular pe anii școlari 1909-1910, 1910-1911*, București, 1915.
5. Mihai Timuș, *Luminarea săteanului și starea învățătorilor lui cuvântare rostită în Congresul dela Galați*, București, 1906.

【史料集】

1. *Operele lui Spiru C.Haret*, vol.I-II, Editura Cartea românească, București,fa.

II. 先行研究

【外国語文献】

1. N.Adăniloae, *Istoria învățământului primar (1859-1918)*, Editura Cris Book Universal, București, 1998.
2. N.Adăniloae, *Învățătorul-Luminători ai satelor (1848-1918)*, Editura fundației culturale D.Bolintineanu, București, 2002.
3. Romus Dima, *Organizarea politică a țărănimii*, Editura științifică și enciclopedică, București, 1985.
4. Romus Dima, *Constantin Dobrescu-Argeș.Întemeietorul țărănismului*, Fundația culturală Gheorghe Marin Speteanu, București, 2001.
5. Philip Gabriel Eidelberg, "The Agrarian Policy of the Rumanian National Liberal Party, 1900-1916", *Rumanian studies*, vol.I, 1970, pp.69-96.
6. Philip Gabriel Eidelberg, *The Great Rumanian Peasant Revolt of 1907: Origins of a Modern Jacquerie*, Brill, 1974.
7. Titu Georgescu și Ion Ilincioiu, *1907, intelectualii și răscoala*, Craiova, 1974.
8. Ion Ilincioiu (ed.), *The Great Romanian Peasant Revolt of 1907*, Editura academieii Române, 1991.
9. Traian Lungu , "Locul și rolul lui Spiru Haret în viața social-politică a România la sfârșitul secolului al XIX-lea și începutul secolului al XX-lea (125 de ani de la naștere) ", *Revista de istorie*, tom.29, nr.6, 1976, pp.889-895.
10. A.Oțetea et.al (ed.), *Marea răscoală a țăranilor din 1907*, Editura academieii republicii socialști românia, București, 1967.
11. Ioan Scurtu, "Contribuții privind mișcarea țărănistă din România în perioada 1907-1914", *Studii*, tom.21, nr.3, 1968, pp.499-521.
12. I.Scurtu, "Din activitatea social-politică a lui Spiru C.Haret", *Studii și aritucule de istorie*, an.XIII, 1969, pp.187-203.
13. I.Scurtu, "Mișcarea țărănistă din România pînă la 1907", *Studii*, tom.25, nr.3, 1972, pp.529-550.
14. Cristina Ștefan , *Spiru Haret și învățătorii*, Editura didactică și pedagogică, 2014.

【日本語文献】

1. 高草木邦人「19世紀末ルーマニアにおける左派知識人—ルーマニア社会民主労働者党解党の再解釈—」『史叢』80号, 2009年, pp.21-44.
2. 高草木邦人「『ルーマニア民主主義雑誌』のアンケート調査—「教師と司祭に関するアンケート」を中心に—」『研究紀要』第81号, 2011年, pp.131-148.
3. 高草木邦人「20世紀転換期ルーマニアにおける農民反乱(1907年)—反乱初期のボトシャニ県を中心に—」『桜文論叢』第96号, 2018年, pp.125-147
4. 長谷川貴彦「エゴ・ドキュメントと歴史学—オーラル・ヒストリーとの対話に向けて」『コスモポリス』12, 2018年, pp.57-65.
5. 槇原茂(編著)『個人の語りがひらく歴史—ナラティヴ／エゴ・ドキュメント／シティズンシップ—』ミネルヴァ書房, 2014年.

表 1 回答者の出自と世帯

氏名	① ヴァシリウ	② イリエスク	③ ハルナジャ	④ テオドレスク	⑤ トゥミトレスク	⑥ ヨネスク	⑦ セヴァストシ	⑧ ボベスク	⑨ フラスク	⑩ ギネスク	⑪ アルギル	⑫ ミロン	⑬ レムナル	⑭ コチャ	⑮ スタネスク	⑯ スタン	⑰ バスクレスク
回答 掲載号	anul I no.20	anul I no.22	anul I no.24	anul I no.26	anul I no.27	anul I no.29	anul I no.31	anul I no.33	anul I no.35	anul I no.37	anul II no.9	anul II no.12	anul II no.14	anul II no.19-20	anul II no.23-24	anul II no.25-26	anul II no.29-30
回答 掲載頁	pp.858- 862	pp.929- 934	pp.993- 997	pp.1056- 1062	pp.1087- 1090	pp.1158- 1165	pp.1226- 1229	pp.1289- 1293	pp.1359- 1362	pp.1458- 1466	pp.324- 330	pp.445- 449	pp.510- 515	pp.605- 612	pp.682- 687	pp.718- 723	pp.798- 807
年齢	31 歳	30 歳	28 歳	27 歳	24 歳	?	20 歳	32 歳	22 歳	46 歳	28 歳	51 歳	26 歳	?	26 歳	30 歳	28 歳
性別	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	男	女
最終学歴	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校	リセ	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校	師範学校
勤続年数	10 年	7 年	5 年 4 ヶ 月	5 年	2 年	6 年 6 ヶ 月	2 年	13 年	1 年未 満	24 年 2 ヶ 月	5 年	31 年	5 年	4 年	2 年	9 年	9 年
転勤回数	0 回	2 回	3 回	0 回	0 回	1 回以上	0 回	0 回	0 回	3 回	3 回	0 回	2 回	0 回	0 回	0 回	3 回
現在の 雇用形態	?	助教員	正規教員	正規教員	暫定教員	正規教員	助教員	?	?	?	?	?	?	正規教員	暫定教員	正規教員	?
親の職業	商人	教師/徴 税官吏/ 商人	農業	教師/ 農業	農業	農業	農業	歌手/ 職人	村長	農業	徴税人/ 農民	農業	大工	農業	農業/ 徴税官	農業/ 歌手	商業
親の 識字能力	なし	父	?	父	なし	なし	父	?	両親	父	父	?	なし	なし	父	父	?
相続	なし	2%と家屋	25%	なし	25%と家 屋	2%	なし	なし	10%	45%と家 屋	なし	?	なし	なし	05%	なし	2000.0 lei
結婚	既婚	既婚	既婚	未婚	寡夫	既婚	未婚	既婚	未婚	既婚	既婚	既婚	既婚	既婚	既婚	既婚	既婚
持参金 など	なし	? (ただし 2,500 レイ の預金あ り)	16%	なし	?	7%	なし	25%と家 屋	なし	15%	6%	?	4%	4,000 lei	1%と家屋	1,000 lei と 家屋	?
配偶者の 識字能力	あり	あり	あり	なし	なし	あり	なし	なし	なし	なし	あり	?	あり	あり	あり	あり	あり
子供	2 人	2 人	1 人	なし	なし	なし	なし	3 人	5 人	5 人	なし	?	3 人	3 人	1 人	3 人	3 人
住居	借家	借家 (学校内)	借家	借家 (学校内)	持ち家	借家	借家 (学校内)	持ち家	借家	持ち家	借家 (学校内)	持ち家	借家	借家 (学校内)	妻の実家	持ち家	持ち家
所有地	なし	2%	20%	なし	0.75%	12%	なし	25%	10%	10%	6%	5%	0.5%	0.5%	1.5%	なし	なし
購入した 土地	なし	なし	?	なし	0.75%	5%	なし	なし	なし	5.5%	なし	5%	なし	なし	なし	なし	なし
借地	25%	4%	3%	1%	なし	なし	なし	なし	なし	なし	3.5%	なし	11%	なし	10%	なし	なし
出身地と 職場	?	同県内だ が異なる	?	同県内だ が異なる	同県内だ が異なる	?	?	同県内だ が異なる	同県内だ が異なる	同じ	同県内だ が異なる	他県	同県内だ が異なる	?	同県内だ が異なる	他県	同県だが 異なる
勤務地	ボ トシヤニ 県	ブ ラホヴァ 県	ト ウトヴァ 県	ネ アムツ 県	ア ルジエシ ュ県	ロ マナツイ 県	テ クチウ 県	ゴ ルジュ 県	テ クチウ 県	ム スチエル 県	ブ トナ 県	テ クチウ 県	ブ ザウ 県	ロ マン 県	ド ルジュ 県	ト ウルチ ャ県	ド ルジュ 県

※表 1 は、Revista democrația române に掲載された Anchetă privitoare la precii și invigațori に対する回答をまとめたものである。質問事項に対して回答者が該当しない箇所は斜線を引き、回答者自身が回答していない箇所については疑問符を記した。各回答者の掲載については表 1 の 2 段目に掲載号、3 段目に掲載頁を記載した。

表2 回答者の収入と支出

氏名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	ヴァシリウ	イリエスク	ハルナジャ	テオドレスク	ドゥミトレスク	ヨネスク	セヴァストシ	ポベスク	アラエスク	キネスク	アルギル	ミロン	レムナル	コチャ	スタネスク	スタン	バスクレスク
月給	81.0 lei	65.0 lei	93.0 lei	81.0 lei	81.0 lei	94.4 lei	65.0 lei	80.0 lei	81.0 lei	129.6 lei	81.0 lei	144.0 lei	81.0 lei	90.0 lei	90.0 lei	111.2 lei	93.2 lei
副収入 (月額)	40.0 lei	20.0 lei	?	?	10.0 lei	20.0 lei	?	?	0.0 lei	17.0 lei	0.0 lei	?	0.0 lei	0.0 lei	?	?	0.0 lei
配偶者の 収入 (月額)			?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	40.0 lei	56.0 lei	100.0 lei
土地収入 (年額)	?	?	?	?	?	?	0.0 lei	?	0.0 lei	400.0 lei	?	?	?	500.0 lei	?	?	?
年収	1,452.0 lei	1,020.0 lei	1,800.0 lei	972.0 lei	1,092.0 lei	1,372.2 lei	780.0 lei	960.0 lei	972.0 lei	2,159.20 lei	972.0 lei	1,728.0 lei	972.0 lei	1,580.0 lei	1,560.0 lei	2,005.8 lei	2,317.8 lei
支出 (各項目は年間の数値)																	
税金	25.0 lei	7.2 lei	80.0 lei	32.0 lei	?	?	7.4 lei	50.0 lei	?	53.8 lei	23.0 lei	?	?	24.4 lei	6.0 lei	32.4 lei	0.0 lei
光熱費	?	75.0 lei	?	?	?	?	?	120.0 lei	?	150.0 lei	72.0 lei	?	?	120.0 lei	?	?	184.8 lei
食費	?	540.0 lei	?	360.0 lei	365.0 lei	?	?	?	480.0 lei	736.0 lei	720.0 lei	?	?	?	700.0 lei	1,200.0 lei	?
衣類	?	200.0 lei	290.0 lei	250.0 lei	170.0 lei	?	?	150.0 lei	?	200.0 lei	200.0 lei	?	?	?	400.0 lei	200.0 lei	?
読書	132.0 lei	62.0 lei	100.0 lei	70.0 lei	23.0 lei	?	?	50.0 lei	60.0 lei	20.0 lei	150.0 lei	?	?	50.0 lei	200.0 lei	300.0 lei	?
絵画	0.0 lei	?	?	?	5.0 lei	?	?	?	?	10.0 lei	60.0 lei	?	?	?	?	3.0 lei	?
音楽	0.0 lei	?	?	?	1.0 lei	?	400.0 lei	?	?	?	15.0 lei	?	?	?	850.0 lei	0.0 lei	?
娯楽	0.0 lei	?	100.0 lei	100.0 lei	?	?	?	30.0 lei	?	100.0 lei	10.0 lei	?	?	5.0 lei	?	20.0 lei	?
喜捨	0.0 lei	?	40.0 lei	10.0 lei	?	?	?	30.0 lei	?	?	50.0 lei	?	?	?	400.0 lei	12.0 lei	?
旅行	0.0 lei	50.0 lei	?	100.0 lei	?	?	?	?	?	?	50.0 lei	?	?	0.0 lei	?	140.0 lei	?
健康	0.0 lei	?	37.0 lei	30.0 lei	?	?	?	?	?	?	?	?	?	0.0 lei	?	60.0 lei	?
訴訟	0.0 lei	?	20.0 lei	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?	0.0 lei	?
貯蓄	0.0 lei	48.0 lei	66.0 lei	?	54.0 lei	?	78.0 lei	?	?	?	?	?	?	?	?	?	?
家賃	?	?	110.0 lei	?	?	?	?	?	240.0 lei	?	?	?	?	?	?	400.0 lei	?
農業	?	?	220.0 lei	?	?	?	?	30.0 lei	0.0 lei	?	?	?	?	?	?	0.0 lei	?
その他	0.0 lei	?	60.0 lei	?	80 lei	?	?	?	?	50.0 lei	?	?	?	336.0 lei	194.4 lei	600.0 lei	?
家財・ 調度品	25.0 lei	80.0 lei	1,260 lei	40.0 lei	20.0 lei	1,300 lei	?	15.0 lei	?	300 lei	2,000 lei	?	?	1,000 lei	1,000 lei	1,200 lei	6,000 lei
預金	-50.0 lei	2,500 lei	500 lei	約 100 lei	132 lei	200 lei	245 lei	0 lei	0 lei	1,039 lei	227 lei	3,000 lei	1,000 lei	150 lei	2,650 lei	?	17,000 lei

※表2は、Revista democrația române に掲載された Anchetă privitoare la preoți și învățători に対する回答をまとめたものである。質問事項に対して回答者が該当しない箇所は斜線を引き、回答者自身が回答していない箇所に関しては疑問符を記した。各回答者の掲載については表1の2段目に掲載号、3段目に掲載頁を記載した。